

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例

第5期見守り委員会 提言書

●はじめに

第5期見守り委員会の検討経緯

平成24年5月、高知市長より委嘱された委員15名により、第5期見守り委員会はスタートしました。見守り委員会の役割やこれまでの期で話し合った内容を振り返りながら、第5期に取り組む内容について検討していくなかで、「行政が行っている事業は本当にパートナーシップで行っているのか」「どんな事業がパートナーシップで行われているのか」という疑問が多く出されました。

そこで、「高知市と市民等とのパートナーシップで行われている事業の事例」を調査しました。

◆協働事業に関する調査◆（平成24年8月～9月）

【調査方法】 平成23年度当初予算事務事業台帳の中から、特に市民等と協働により実施されていると思われる79事業の行政担当課に対して調査。

※その中から8事業、さらに「街路市活性化推進事業費」「市民農園貸付事業費」の2事業を選出。

【調査項目】 ①事業の概要 ②協働の相手方 ③協働の形態 ④協働の具体的な内容

事業の調査結果と「コミュニティ計画策定」の流れを比較しながら、『パートナーシップで事業を進めていくために気をつける項目』をあげていき、各項目をキーワード毎に分類しました。作業を進めていくなかで、個々の事業を突き詰めていけばいくほど、項目は増えていき、パートナーシップ事業のイメージがしづらくなりました。そのため、個々の事業を突き詰めるのではなく、さまざまな事業にあてはまる項目を検討していくことになりました。そうしていくなかで、各事業でパートナーシップができているかを啓発するチェックシートを作成したいとの意見が出ました。

第5期見守り委員会では、市民・行政双方が協働する際に必要なことが確認できる『自己点検チェックシート』を作成することになりました。

●『自己点検チェックシート』の活用

利用・回収方法(案)

1. 事業の開始前にすべてのチェック項目を確認し、事業終了後（1年を超える事業は、定期的）に、市民・行政の双方がそれぞれの主観で記入してください。
2. 記入後は両者で持ち寄って検証する機会を設けて、今後の取り組みに活かしてください。
3. 検証終了後は、行政の事業担当課で双方のシートを大切に保管してください。
4. 事業担当課は、保管したシートのコピーを事務局（地域コミュニティ推進課）へ送付してください。

今後、見守り委員会では、『自己点検チェックシート』を活用して、協働の取り組みに対する啓発を実施していきたいと考えています。

●おわりに

「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」の策定から10年以上が経過し、この条例の内容や存在を知らない行政職員や市民が増えてきました。

この『自己点検チェックシート』を活用することにより、より良い「パートナーシップのまちづくり」が実現することを願っています。

平成26年4月7日

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会

第5期委員一同

自己点検チェックシート

■協働事業の概要

記入日：平成 年 月 日

1	記入者	市民		行政
2	事業の区分	新規事業		既存事業
3	事業の名称等			
4	協働の相手	市民		
		行政		
		※複数ある場合は、それぞれがこのチェックシートを提出してください。		
5	事業の目的			
6	事業の内容			
7	役割分担の内容	市民		
		行政		
8	事業の受益者			
9	事業実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		

— 高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会 —

自己点検チェックシート

「自己点検チェックシート」の記入方法

※市民・行政の双方がそれぞれで記入してください。

※事業の開始前にすべてのチェック項目を確認し、記入は事業終了後に行ってください。

※事業に該当しないチェック項目については、評価欄の記入は不要です。

①計画段階

該当する評価項目に○をしてください。

4…よくできた 3…まあまあできた 2…あまりできなかった 1…まったくできなかった

チェック項目		キーワード	評価			
1	市民・行政どちらからの提案で 始まりましたか	市民の参画	市民		行政	
2	より多くの市民が参加できるような 呼びかけができましたか	市民の参画	4	3	2	1
3	男性女性のバランスはとれていましたか (男女共同参画)	市民の参画	4	3	2	1
4	双方の理解のもとに 話し合いの日程を決めることができましたか	合意形成	4	3	2	1
5	会議は十分議論出来るだけの回数を 確保できましたか	合意形成	4	3	2	1
6	行政側と市民側は目的を理解し合って 事業を計画できましたか	合意形成	4	3	2	1
7	事業の目的や内容について市民が市民に 説明できましたか	合意形成	4	3	2	1
8	お互いの立場を理解して話し合いが できましたか	対等な立場	4	3	2	1
9	事業終了後の見通しについて 話し合いができましたか	目的の共有化	4	3	2	1

②実施段階

該当する評価項目に○をしてください。

4…よくできた 3…まあまあできた 2…あまりできなかった 1…まったくできなかった

チェック項目		キーワード	評価			
1	お互いの特性を活かした役割分担ができましたか	対等な立場	4	3	2	1
2	対等な立場を維持しながら事業展開をしてきましたか	対等な立場	4	3	2	1
3	事業の進み具合に応じて修正しながら取り組みができましたか	共通の目標への連携	4	3	2	1
4	事業に関わる双方の組織に広がりがでてきましたか	相互補完による相乗効果があがっているか	4	3	2	1

③振り返り

該当する評価項目に○をしてください。

4…よくできた 3…まあまあできた 2…あまりできなかった 1…まったくできなかった

チェック項目		キーワード	評価			
1	地域に居住する行政職員は住民として参加していましたか	対等な立場	4	3	2	1
2	成果を共有した結果、お互いのスキルが高くなりましたか	相互補完による相乗効果があがっているか	4	3	2	1
3	最終段階を広く世代にあった方法(ネット・紙媒体等)で分かりやすく情報提供ができましたか	情報提供	4	3	2	1
4	協働することで地域が活性化しましたか	地域の活性化	4	3	2	1
5	受益者が満足しているかについて確認できましたか	見合う事業の実施	4	3	2	1

自由記述欄

協働事業を実施してどうでしたか

・良かった点

・苦勞した点

・今後も協働したいですか

・その他(改善点等)

協働とは

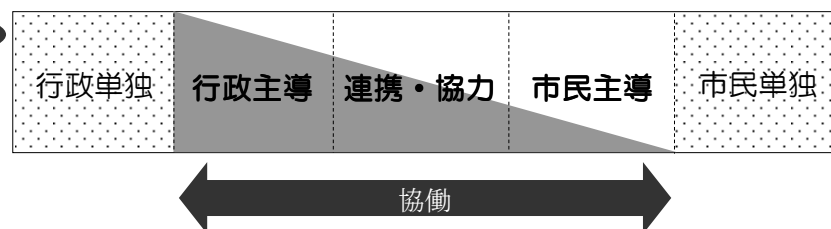
ここでの協働とは、市民と行政が双方の信頼関係に基づき、その合意の過程を共有し、同一の目的のためお互いの特性を生かし、役割分担をしながらまちづくりをしていくことです。

なぜ協働？

社会環境の変化や市民ニーズの多様化に伴い、公平が基本の行政だけでは、柔軟な対応ができなくなっています。一方、自分たちの住んでいるまちを自分たちでより良くしていこうとする意識も高まっています。

そこで、ゆたかなまちづくりを実現するには、市民と行政の協働が必要です。

協働の領域



『自己点検チェックシート』仕様書

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会

「見守り委員会」とは

平成 15 年 4 月に「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」が制定された後、条例に基づく諸制度が実際にうまく働いているか、市民と行政が互いにパートナーシップの構築に努め、住みよい高知市の実現に向けた協働による取り組みがなされているかを市民の目で見守っていく目的で設置された委員会です。

これまで、条例に基づく諸制度について検討した意見報告や、啓発パンフレットの作成等を行っています。



チェックシートの必要性

「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」の策定から 10 年以上が経過し、この条例の存在を知らない行政職員や市民が増えてきました。このチェックシートを市民・行政の双方で利用しながら事業を進めていくことにより、お互いが協働について深く考えていくきっかけとなり、より良い「パートナーシップのまちづくり」の実現にもつながります。

相互評価

市民・行政の双方がそれぞれの主観で記入後、両者で検討する機会を設けて、今後の取り組みに生かしてください。

長期事業のチェックの仕方

一年を超える事業については、定期的にチェックを行い、目標の再確認や事業の見直しに役立ててください。

報告と啓発

見守り委員会は、第三者的立場から、事業関係者にヒアリング等を実施し、検証した結果を報告・啓発する場合があります。また、協働の取り組みがどのくらい進んでいるかをデータとして蓄積、今後、見守り委員会の資料とさせていただきますので、事業の担当課は、双方のチェックシートを大切に保管し、一部コピーを事務局（地域コミュニティ推進課）へ提出してください。

チェックシートに関するお問い合わせは…

高知市市民協働部 地域コミュニティ推進課（Tel 088-823-9080）へどうぞ。

平成 26 年 3 月作成

自己点検チェックシート 仕様書（裏面）

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、NPO、事業者（以下「市民等」という。）及び市がまちづくりを進めるに当たっての基本的事項を定めることにより、互いにパートナーシップの構築に努め、協働して住みよい高知市の実現に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)まちづくり 住みよいまち、豊かな地域社会をつくるための取組をいう。
- (2)パートナーシップ 市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。
- (3)協働 市民等及び市がパートナーシップに基づき、同一の目的のために役割を分担し、共に協力して活動することをいう。
- (4)市民活動 まちづくりに係る活動であって、市民等が自主的に行う営利を目的としない公益性的なものをいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動を除く。
- (5)NPO（民間非営利団体） 営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行う民間団体をいう。
- (6)事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。



第3章 市民等の役割

(市民の役割)

第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりについての理解を深めるとともに、まちづくりへの参加に努めるものとする。

(NPOの役割)

第9条 NPOは、市民のまちづくりの発意を尊重し、その主体的な活動を支援するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、地域社会の一員として、まちづくりについて理解、協力するよう努めるものとする。

第5章 市民活動への支援

(市民活動の拠点の整備等)

第17条 市は、市民活動を促進するための拠点の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(助成等)

第18条 市は、市民活動を行う市民等に対し、必要な情報の提供及び技術的支援を行うことができる。

- 2 市長は、市民活動を行う団体への助成を目的とする基金に対し、必要な出金を行うことができる。

(NPOへの業務参入機会の提供)

第19条 市は、NPOが効率的かつ効果的にまちづくりに関する市の施策を行うことができると認めるときは、当該NPOに対し、業務の委託等の機会を提供することができる。



第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において策定したコミュニティ計画は、第15条の規定により策定したものとみなす。

第2章 パートナーシップによるまちづくりの基本原則

(まちづくりへの参加)

第3条 市民等は、住みよいまち、豊かな地域社会をつくるために、まちづくりに参加することができる。

- 2 市民等及び市は、それぞれの役割において、誰もがまちづくりに参加しやすいきっかけをつくるよう努めるものとする。

(自主性の尊重)

第4条 市民等のまちづくりへの参加は、自主性が尊重されなければならない。

(合意に至る過程の尊重)

第5条 市民等及び市は、まちづくりに関する合意に至るまでになされた議論その他の過程を尊重してまちづくりを進めるものとする。

(情報の共有)

第6条 市民等及び市は、合意形成を図っていくため、必要な情報を相互に共有できるよう努めるものとする。

(連携)

第7条 市民等及び市は、相互に連携するとともに、国、県等の行政機関及び教育機関その他関係機関とも連携してまちづくりを進めるよう努めるものとする。

第4章 市の役割

(施策の実施)

第11条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるために必要な施策を、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(広報広聴)

第12条 市は、市民等がまちづくりについて関心を持ち、理解を深めることができるよう、広報広聴に努めるものとする。

(施策への反映)

第13条 市は、市のまちづくりの施策の検討及び実施に当たり、市民等の意見の反映及び市民等が参加することができる仕組みの整備に努めるものとする。

(説明責任)

第14条 市は、まちづくりについての市民等の意見、要望等に関して、当該市民等に説明する責任を全うするよう努めるものとする。

(コミュニティ計画の策定)

第15条 市は、市民等とパートナーシップを築いて地域のまちづくりを進めるため、市民等の意見を反映してコミュニティ計画を策定、推進するものとする。

(職員研修等)

第16条 市は、市の職員のまちづくりについての意識の高揚及び実践力の向上を図るため、パートナーシップによるまちづくりに関する職員研修を実施するものとする。

2 市は、市の職員が一市民として、市民活動に参加できる環境の整備を進めるものとする。

第6章 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会

(市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会の設置)

第20条 この条例に基づく諸制度が適正かつ円滑に機能しているかを見守り、パートナーシップによるまちづくりを推進するため、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会（以下「見守り委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第21条 見守り委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 見守り委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 見守り委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)市民活動を行う者

(3)前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

- 5 前各項に定めるもののほか、見守り委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



お問い合わせ先

市民協働部地域コミュニティ推進課

高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎2階

TEL (088) 823-9080 FAX (088) 824-9794

E-mail : kc-102000@city.kochi.kochi.jp

高知市市民と行政のパートナーシップ条例見守り委員会 第5期委員名簿

氏 名	所 属 等	区 分	備 考
ヤマサキ ミキオ 山崎 水紀夫	高知県ボランティア連絡会 (特非) NPO高知市民会議	市民活動	委員長（編集委員）
オカダ ノリオ 岡田 法生	よこせと・まちづくり市民会議	市民活動	副委員長（編集委員）
イノウエ ヤスヒコ 井上 八州彦	秦地区コミュニティ計画推進市民会議	公募	
イワイ ヨウコ 岩井 陽子	(有)キララコレクション	市民活動	（編集委員）
ウチダ ヨウコ 内田 洋子	くらしを見つめる会 (特非) NPO高知市民会議	市民活動	
カサイ ヒロフミ 笠井 博文	旭西部まちづくり推進会議	公募	
カマダ ヨシテル 鎌田 良耀	高知市町内会連合会	市民活動	
カミムラ ヨシコ 上村 佳子		公募	（編集委員）
カワサキ シゲユキ 川崎 重幸	行川コミュニティ推進市民会議	市民活動	
カンザキ タケシ 神崎 健史	(社)高知県建築士会	市民活動	
キノシタ クミコ 木下 くみ子	高知商業高校 高知SGG善意通訳クラブ	学識	
サカノ コウイチ 坂野 耕一		公募	
ササオカ イズミ 笹岡 和泉	(特非)福祉住環境ネットワークこうち	市民活動	
マツギ タカアキ 松木 孝明	秦地区コミュニティ計画推進市民会議	公募	
ヨシダ ミツル 吉田 充	高知中央広域市町村圏事務組合	行政経験	

（所属等は委嘱時）（五十音順）

高知市市民と行政のパートナーシップ条例 第5期見守り委員会 審議経過

委員会等（開催日）	概 要
第1回委員会 （平成24年5月30日）	・委員委嘱 ・見守り委員会の役割、第4期までの内容について説明 ・今期取り組む内容についての意見交換
協働事業に関する調査 （平成24年8月～9月） （※事務局が実施）	・平成23年度事業のうち、特に市民等と協働により実施されていると思われる79事業の行政担当課に対して調査 ・「街路市活性化推進事業費」「市民農園貸付事業費」の2事業を選出 ・①事業の概要、②協働の相手方、③協働の形態、④協働の具体的な内容について調査を実施
第2回委員会 （平成24年10月11日）	・協働についての説明 ・高知市と市民とのパートナーシップで行われている事業等の事例報告と意見交換
第3回委員会 （平成25年1月24日）	・パートナーシップで事業を進めていくために気をつけることについての意見交換
第1回勉強会 （平成25年6月25日）	・パートナーシップで事業を進めていくために気をつける具体的な項目について討議 ・市民と行政の協働が出来ているかどうかを確認できるチェックシートの作成について検討
第4回委員会 （平成25年7月22日）	・自己点検チェックシートの作成について合意
第1回編集委員会 （平成25年8月16日）	・自己点検チェックシート（案）の個々の内容の見直し
第2回勉強会 （平成25年9月26日）	・自己点検チェックシート（案）の詳細について意見交換
第2回編集委員会 （平成25年10月21日）	・自己点検チェックシート（案）についての検討と修正
第5回委員会 （平成25年11月25日）	・自己点検チェックシート（案）の修正・追加項目について意見交換 ・自己点検チェックシートの仕様書の作成について合意
第3回編集委員会 （平成26年1月27日）	・自己点検チェックシート（案）の文言確認 ・仕様書（案）の内容確認
第3回勉強会 （平成26年2月3日）	・自己点検チェックシート（案）について意見交換 ・仕様書（案）の内容確認、意見交換
第6回委員会 （平成26年3月4日）	・提言書等の最終確認

※ 勉強会：委員の自主的な勉強会

※ 編集委員会：自己点検チェックシート及び仕様書を完成させるため、委員のうち選任された4名によって組織された小委員会